世田谷の **地域行政**

問地域行政課 ☎5432-2037 FAX5432-3069

このコーナーは区のおしらせ地域版で連載中
過去の記事はこちら ▶▶▶

12月号 地域行政推進条例がめざすまちづくりセンターの姿

10月に施行した世田谷区地域行政推進条例では、まちづくりセンターを「区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点」として位置づけました。今回は、条例がめざすまちづくりセンターの姿をご紹介します。

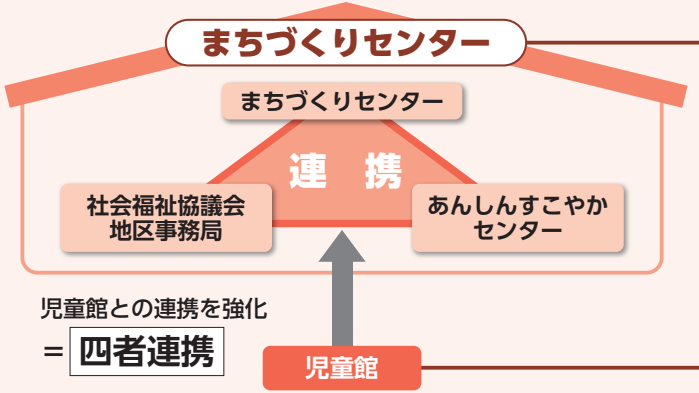

役　割	今後の重点項目
まちづくり支援	●活動の場の確保、情報の発信などの支援、学習の場の提供 ●交流の機会づくり等の相互連携を促す取組み
行政サービス	●映像システムの活用による相談・手続きの実施 ●様々な困りごとの相談対応、行政手続きのデジタル化への対応支援 ●地区の状況・課題の共有、課題解決に向けた調整
広報・広聴	●SNSやデジタルサイネージ等を用いた地区情報の発信 ●オンライン等も活用した区民等との対話、多様な意見の把握
防災	●多様な手段を用いた防災意識の向上、防災活動への参加の促進 ●防災活動に対する支援
地域包括ケアの地区展開	●児童館と連携した社会資源開発と協働によるまちづくりの推進 ●四者連携による課題等への対応